

職員の懲戒処分について

1 事案の概要

令和3年10月11日にこども医療センターにおいて発生した医療事故について、こども医療センター病院長（56歳・男性）の事故後の患者家族への対応において、不適切な業務執行が認められた。

不適切な業務執行の概要は、次のとおり。

- ・ 本件医療事故調査について医療事故調査・支援センターに調査依頼していないにもかかわらず、患者家族に対して、「病院から調査依頼を行った」という誤った説明を行ったほか、医療事故の公表に関しては、患者家族と調整を行わないまま不明瞭な説明を行った。
- ・ 院内調査報告書の作成が遅れたこと等について必要な説明を行わないなど、患者家族に対する適切な経過報告や誠意ある対応を怠った。
- ・ 院内調査結果等にかかる記者会見において、「患者家族は院内調査の結果と同時に医療事故調査・支援センターの調査結果が出るものと誤解していた」という誤った説明を行った。
- ・ 県議会で質疑された内容等に対して病院の対応を正当化する内容のメールを院内に発信した。

これら一連の行為によって、こども医療センターに対する県民の信用失墜を招いた。

2 処分内容

戒告（就業規則第63条）（本人責任）

3 処分年月日

令和5年12月22日

4 その他

(1) 人事的措置（本人責任）

文書訓戒 1名

厳重注意 3名

(2) 県立病院機構役員の監督責任等

監督責任等を踏まえ、役員報酬の一部自主返納を行う。(理事長及び副理事長)

(問合せ先)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構本部事務局

人事部長 大塚 電 話 045-651-1243 (直通)

本部事務局長 遠藤 電 話 045-651-1227 (直通)

ファクシミリ 045-651-1235